

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十年八月三十一日から同年九月十三日までの間縦覧に供します。

平成三十年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	
氏名又は名称	住所
賃借権の設定等を受ける土地	

的場 美直	天理市下仁興町一五三七番地	天理市荒蒔町三三三番一ほか一筆
-------	---------------	-----------------

二 申請年月日

平成三十年八月二十二日